

人事行政の運営状況

南会津地方環境衛生組合

平成 27 年 10 月

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用選考の状況（平成 26 年度）

なし

(2) 職員の任免状況（平成 26 年度）

区分	任用	退職		
	採用	定年	勸奨	自己都合その他
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 部門別職員数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

部 門	区 分	職 員 数
	一般行政職	総務課
環境衛生課		9 人
技能労務職	環境衛生課	18 人
合 計		33 人

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 26 年度一般会計決算）

区 分	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成 26 年度	千円 1,150,972	千円 260,004	% 22.59

※ 決算額は「地方財政状況調査」の分析によるものです。

※ 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員の給与費の状況（平成 26 年度一般会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
平成 26 年度	人 33	千円 127,607	千円 15,685	千円 47,599	千円 190,891	千円 5,785

※ 職員数は「地方公務員給与実態調査」による平成26年4月1日現在の職員の人数です。

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
百円 3,431	百円 4,260	49 歳 2 月	百円 3,113	百円 3,499	51 歳 5 月

※ 給料とは民間の基本給に相当するもので、給与は、給料のほか、毎月支給される手当（期末・勤勉手当および寒冷地手当を除く）を含んだものです。

※ 平均給料月額、平均給与月額は「地方公務員給与実態調査」によるものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	採用	初任給	採用 2 年 経過	採用 10 年 経過	採用 15 年 経過	採用 20 年 経過
一般行政職	大学卒	円 179,300	円 191,400	円 269,600	円 306,500	円 334,400
	高校卒	円 146,300	円 154,900	円 213,100	円 269,600	円 306,500

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	副主査	係長 主査	課長補佐 主任主査	次長 課長 主幹	事務局長	
職員数	0人	2人	6人	3人	3人	1人	15人
構成比	% 0	% 13.3	% 40.0	% 20.0	% 20.0	% 6.7	% 100

(6) 職員の期末勤勉手当の状況（平成27年4月1日現在）

区分	南会津地方環境衛生組合			国		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月支給率	月分 1.225	月分 0.750	月分 1.975	月分 1.225	月分 0.750	月分 1.975
12月支給率	月分 1.325	月分 0.750	月分 2.075	月分 1.375	月分 0.750	月分 2.125
計	月分 2.55	月分 1.50	月分 4.05	月分 2.60	月分 1.50	月分 4.10
職制上の段階職務の級等による加算措置	有			有		

(7) その他の職員手当の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

扶養手当 (月額)	扶養親族として 配偶者・子等を有する職員	配偶者	13,000 円
		扶養親族	6,500 円
		扶養親族 (配偶者なし)	1 人目のみ 11,000 円

※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子どもについて5,000円を加算

住居手当 (月額)	借家・借間 (世帯主かつ家賃 9,600 円以上)	100 円～27,000 円
--------------	------------------------------	----------------

通勤手当 (月額)	公共交通機関利用者 (通勤距離 2 km以上)	55,000 円までは運賃相当額 上記以上は、下記の算式による (運賃額 - 55,000 円 × 1/2 + 55,000)	
	自家用車利用者 (通勤距離 2 km以上)	2 km以上～4 km未満	2,200 円
		4 km以上～50 km未満	3,600 円～38,600 円
		50 km以上	40,100 円

寒冷地手当 (月額)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800 円
		その他の世帯主である職員	10,200 円
	その他の職員		7,360 円

※毎年 11 月から翌年 3 月まで支給

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	日曜日および土曜日
4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。	月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。	4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日を設けなければならない。

(2) 年次休暇の状況（平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）

総給付日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
1,265 日	499 日	33 人	15.12 日	39.44%

(3) 休暇等の種類

	事 由	期 間	
年次有給休暇	1 暦年ごとにおける休暇	年 20 日。20 日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患	2 年以内
		成人病、精神科疾患および特定疾患	180 日以内
		負傷又は疾病	90 日以内
特別休暇 (主なもの)	出産する場合	出産の予定日前の 8 週間および出産後の 8 週間	
	配偶者が出産する場合	2 日以内	
	忌引の為勤務しないことが相当である場合	続柄により 1 日～10 日	
	夏季における家庭生活の充実等の場合	5 日以内	
	結婚する場合	連続する 7 日以内	
介護休暇	配偶者又は親族の負傷、疾病又は老齢により日常生活において支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合。	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間。 介護休暇により勤務しない期間については、給与が減額される。	

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 職員の分限および懲戒処分の状況

処分の種類		処分者数	内 容
分限処分		0 人	分限処分とは、職員が心身の故障など一定の事由により、その職務を果たすことができなくなった場合等に行う処分で、免職、降任、休職、降給があります。
懲戒処分	免職	0 人	懲戒処分とは、職員に法令違反等の一定の義務違反があった場合に制裁的に行う処分で、免職、停職、減給、戒告があります。
	停職	0 人	
	減給	0 人	
	戒告	0 人	

5. 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況

なし

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

なし (主な免除理由)

- ・ 各種研修会への参加
- ・ 地方公務員法第 42 条に基づいて実施される厚生事業への参加

など

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (平成 26 年度)

研修名	受講者数
電気安全講習会	3 人
危険物取扱者講習	1 人
ダイオキシン類特別教育講習	2 人
クレーン運転業務特別教育受講	3 人
廃棄物処理技術管理者講習会	1 人
衛生管理者研修会	1 人
安全運転管理者等講習	1 人

(2) 勤務成績の評定概要 (平成 26 年度)

各職員の年 1 回の昇給時期に勤務成績の評定をしています。

7. 職員の福祉と利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策の状況（平成 26 年度）

種 類	受診者数
生活習慣病健診	25 人
人間ドック	6 人
その他の検診	0 人

(2) 公務災害等発生状況（平成 26 年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	2 件	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生処理場内で槽を点検中つまずき、マンホールに打ちつけ負傷した。（右肋骨骨折・左膝内側副靭帯付着部剥離骨折） ・公用車を運転中、反対車線を走行していた軽トラックが脇見運転をしていて衝突してきた（頸椎捻挫）

8. 福島県人事委員会の業務報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

なし

(3) 人事行政相談の状況

なし

(4) その他

ア. 職員団体の登録の状況

登録団体名	南会津地方環境衛生組合職員労働組合

- イ. 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正月日）
規則改定なし